

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件名	東大和市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯に対し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(1) 支給対象者（原則申請不要） 次のいずれかに該当する方</p> <p>① 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は令和7年10月分）の児童手当の支給対象者</p> <p>② 令和7年10月1日～令和8年3月31日出生の新生児の父母等 ※公務員で所属庁から児童手当を受給している方、離婚・離婚前提などにより、9月分の児童手当受給者と現在の受給者と異なる方は申請の必要あり。</p> <p>(2) 支給額 対象児童一人あたり 20,000 円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年11月21日 閣議決定・東京都から実施通知(こども家庭庁通知) 收受 令和7年12月16日 国補正予算成立 令和7年12月24日 12月追加補正予算（第6号補正）可決 (一部令和8年度に繰越予定)</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>事業予定 2月上旬：対象者に通知送付 2月下旬以降：順次支給</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					